

令和5年度

PTA定期総会



審議日 ■ 令和5年4月21日(金)

流山市立南部中学校PTA

目 次

- 第 1 号議案 令和 4 年度事業報告
- 第 2 号議案 令和 4 年度会計決算報告
- 第 3 号議案 南部中学校 P T A 会則の一部改正案
- 第 4 号議案 令和 5 年度本部役員候補者
- 第 5 号議案 令和 5 年度事業計画案
- 第 6 号議案 令和 5 年度会計予算案
- 流山市立南部中学校 P T A 会則案
- 細則
- 個人情報取扱規則
- P T A 組織図
- 南部中 P T A 憲章

令和4年度事業報告(1)

月	本部	学年委員会	広報委員会
4	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA定期総会資料配信 ・総会議決権行使書配信 ・PTA定期総会開催(書面開催) ・議決権行使書集計 ・本部役員選考委員会発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員選出 ・引継ぎ ・委員長、副委員長選出 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員選出 ・引継ぎ ・打ち合わせ ・委員長、副委員長選出
5	<ul style="list-style-type: none"> ・集金手伝い ・部活動支援金集計 ・PTA会費集金 ・千葉県PTA研究大会 流山大会第1回実行委員会 ・納涼祭地区会議 ・PTA保険契約手続き ・流山市PTAバレー大会参加校会議 ・PTA連絡協議会総会(書面開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・集金業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷会社説明会 ・1学期班打ち合わせ
6	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル・ネット安全研修会 ・第1回学校関係者評価委員会 ・千葉県PTA研究大会 流山大会第2回実行委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育講座準備委員会 ・卒業・進路対策費・予算打ち合わせ(3年生) ・第1回進路保護者会 ・集金業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期班打ち合わせ ・「はぐるま第86号」入稿、校正
7	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全を見守るための連絡協議会出席 ・市P連バレーボール大会 キャプテン会議 ・バレー部員募集のお知らせ配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・集金業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期班打ち合わせ ・「はぐるま第86」配布
8	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年社会環境推進委員会 第1回地区活動実行委員会 ・校内安全点検 ・県PTAコンクール作品募集のお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育講座打ち合わせ 担当講師へ連絡、挨拶 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・集金業務 ・家庭教育講座打ち合わせ ・体育祭協力(駐輪場整備) ・家庭教育講座 保護者案内文・チラシ作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・教頭先生と打合せ ・はぐるま86号 再発行 ・体育祭 取材
10	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年社会環境浄化事業 第2回地区活動実行委員会(南部地区会議) ・中間監査 ・PTAバザー(在校生向け) ・東葛駅伝社行会にて差し入れ ・まほろば祭協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・集金業務 ・「家庭教育講座のご案内」配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・まほろば祭取材 ・「はぐるま第84号」編集・校正
11	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年社会環境浄化事業 第3回地区活動実行委員会 ・家庭教育講座サポート ・市P連教育懇談会、運営委員会出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育講座シナリオ作成 当日役割分担 ・家庭教育講座開催 ・家庭教育講座・講師お礼 	<ul style="list-style-type: none"> ・3学期班打ち合わせ ・家庭教育講座取材 編集作業・入稿 ・「はぐるま87号」最終入稿、発行
12	<ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者評価委員会出席 ・1.2年生保護者役員希望調査印刷、配布 ・青少年社会環境浄化委員会「かわら版」配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・集金業務 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生保護者説明会出席 ・新入生保護者役員希望調査配布 ・PTAバザー協力 		<ul style="list-style-type: none"> ・バザー取材、編集作業、入稿 ・第2回役員打ち合わせ
2	<ul style="list-style-type: none"> ・市P連教育懇談会(会長会)出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式花束贈呈打ち合わせ(3年生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「はぐるま第88号」最終入稿
3	<ul style="list-style-type: none"> ・事業検討会、本部打ち合わせ ・卒業式出席 ・会計監査 ・辞校式参加、卒業生ジャージ回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式花束贈呈(3年生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「はぐるま第88号」発行
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回実行委員会開催(内書面開催含む) ・PTAだより発行 ・各種文書配布 ・随時打ち合わせ 	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回実行委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回実行委員会

令和4年度事業報告(2)

月	サポート委員会	バザー委員会
4	<ul style="list-style-type: none"> ・役員選出 ・引継ぎ ・委員長、副委員長選出 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員選出 ・引継ぎ ・第1回打ち合わせ ・委員長、副委員長選出
5	<ul style="list-style-type: none"> ・集金手伝い 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・南部地区PTAバレーボール大会応援 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回打ち合わせ
7	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みパトロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・バザー品仕分け作業 ・バザー品募集メール配信
8	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みパトロール 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・集金サポート ・体育祭協力（駐輪場整備） 	<ul style="list-style-type: none"> ・バザー日程の確認 ・追加物品数の確認
10		<ul style="list-style-type: none"> ・バザー事前仕分け（午前） 前期バザー開催（午後） ・バザー協力のお礼・会計報告と追加バザー品の募集メール配信依頼
11	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育講座出席 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休みパトロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・新入学保護者向けバザー開催の告知文書配布
1	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休みパトロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・新入学保護者向け後期バザー開催 ・バザーの協力お礼 ・会計報告のメール配信
2		
3		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回実行委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回実行委員会

【令和4年度総括】

①昨年度、実施出来なかった以下の項目を実現することができました。

- ・体育祭保護者観覧
- ・まほろば祭での保護者観覧
- ・部活動支援金を2回募集

②サポート委員会を設置し、以下の項目を実施していただきました。
（延べ協力人数 28人）

- ・集金作業サポート
- ・バレーボール応援
- ・夏休みパトロール
- ・体育祭駐輪場整理
- ・まほろば祭「合唱の部」保護者誘導
- ・家庭教育講座出席
- ・冬休みパトロール

以上の項目は、ご都合の良いときにご協力をいただきました。

③流山市PTA連絡協議会で契約している防犯協力の家の保険引受先が保険を廃止したことにより、事業継続が危ぶまれていましたが、新たな保険引受先が見つかったため、継続して実施できることになりました。

④バレー部は南部地区大会優勝しましたが、秋の市大会が中止となり、県大会などには参加できませんでした。

令和4年度 会計決算報告

1. 収入の部 3,062,196 円

(単位:円)

差額:対予算額

項目	R4年度予算	決算額	差額	備考
繰越金	1,015,774	1,015,774	0	令和3年度の特別会計・部活動支援金からの移行を含む
PTA会費	1,534,000	1,493,000	△ 41,000	前期分751名、後期分742名(いずれも教職員を含む)
部活動支援金 ※1	300,663	380,210	79,547	
雑収入	5	173,212	173,207	預金利息12円、バザー売上金173,200円
合計	2,850,442	3,062,196	211,754	

2. 支出の部 1,982,420 円

項目	R4年度予算	決算額	差額	備考	
運営費	事務局費	250,000	186,968	63,032	事務備品、ピブス、本部用スマートフォン使用料(1台)、本部用PC一式
	渉外費	110,000	92,640	17,360	市県P連負担金、PTAバレー部活動費、駅伝差し入れ、辞校式花束補助
	広報	230,000	184,800	45,200	広報「はぐるま」発行費用 (3回分)
	学年	5,000	4,728	272	家庭教育講座講師謝礼
	サポート	0	0	0	
活動費	部活動補助費	830,663	830,663	0	県大会交通費補助、県大会(以上)参加費、団体登録料、部活動消耗品
	学校協力費	470,000	470,000	0	式典の生花、印刷機使用料、補習用具、園芸用品、特別支援ふれあいカレンダー
	慶弔費	100,000	0	100,000	
卒業祝費	200,000	194,381	5,619	卒業証書ファイル(249名分)	
PTA保険料負担金	17,580	18,240	△ 660	役員140名(PTA役員、PTAバレー部員)、生徒780名	
予備費	637,199	0	637,199		
合計	2,850,442	1,982,420	868,022		

※1 2学期の臨時部活動支援金(300,000円)は、PTA会計を通さず全額学校へお渡ししました。

3. 差引残高 1,079,776円

3,062,196円(収入額) - 1,982,420円(支出額) = 1,079,776円(差引額)

4. 次年度繰越金 1,079,776円

上記の通り報告いたします。

令和5年3月22日

会計 高橋 絵里子 

会計 北村 美由希 


会計 鈴木 智美 

5. 令和4年度 会計監査報告

令和4年度の収支会計を監査しましたところ、関係書類及び帳簿類が

適正であることを認めます。

令和5年3月22日

会計監査 小野塚 早織 

会計監査 青木 和歌子 

南部中学校PTA会則の一部改正案

新旧対照表

現行	改正後	理由
第10章 組織及び運営 第35条 専門委員会は、各委員会毎に選出された学級数以上の委員をもって構成する。	第10章 組織および運営 第35条 専門委員会は、 <u>各委員会6名以上の委員をもって構成する。</u>	昨年度（令和4年度）実施のアンケート結果より、委員のなり手が少なく専門委員会が成立しなくなる可能性があるため。

〈細則について〉

第4回実行委員会にて細則の一部変更についての承認をいただいております。変更された内容につきましては、後掲の細則をご確認ください。

令和4年度 委員会活動希望調査結果

	第一希望	第二希望	第三希望
学年委員会	9	2	4
バザー委員会	8	12	1
広報委員会	0	0	1
サポート委員会	29	9	9

令和5年度 本部役員候補者

市P連副会長 兼

南部中PTA会長 きむら はじめ
木村 創

副会長 はちや あきひで
蜂谷 彰英

副会長 はまの まりこ
濱野 真理子

副会長 さとう ゆき
佐藤 裕紀

庶務 こじま あやこ
小嶋 綾子

庶務 いちかわ
市川 めぐみ

会計 すずき ともみ
鈴木 智美

会計 ならさき
奈良崎 めぐみ

会計 かどわき てつや
門脇 哲也

(本校教頭)

会計監査 あおき わかこ
青木 和歌子

会計監査 ささき あつこ
佐々木 敦子

令和5年度 事業計画案(1)

月	本部	学年委員会	広報委員会
4	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA定期総会 ・「はぐるま第89号」配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長決め 	本年度は定員不足のため休止予定
5	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA会費集金 ・部活動支援金集金 ・市P連総会出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA会費集金業務 ・卒業式花束打ち合わせ(3年生) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・第一回PTA実行委員会 		
6		<ul style="list-style-type: none"> ・公民館担当者との初回打ち合わせ(1・2年生) ・進路保護者説明会(3年生) 	
7			
8			
9	<ul style="list-style-type: none"> ・第二回PTA実行委員会 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA会費集金 ・体育祭協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA会費集金業務 ・家庭教育講座打ち合わせ(1・2年生) 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・中間会計監査 ・東葛駅伝大会協力 ・まほろば祭協力 ・PTA関東ブロック大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育講座案内文、チラシ作成(1・2年生) 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・第三回PTA実行委員会 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育講座開催(1・2年生) 	
12			
1	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生保護者説明会出席 ・役員決め 		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第四回PTA実行委員会 		
3	<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査 ・PTA事業検討会 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式花束贈呈(3年生) 	

令和5年度 事業計画案(2)

月	バザー委員会	サポート委員会
4	・委員長決め	
5	・役割分担決め	
	・第一回PTA実行委員会	
6	・本部との打ち合わせ ・バザー用品仕分け作業	・PTAバレーボール大会応援
7		・夏休みパトロール
8		・夏休みパトロール
9	・第二回PTA実行委員会	
		・体育祭駐輪場整理・誘導 ・PTAバレーボール大会応援
10		・まほろば祭合唱の部 保護者誘導
11	・第三回PTA実行委員会	
		・家庭教育講座出席
12	・バザー開催のお知らせ配布	・冬休みパトロール
1	・バザー開催(新入生対象) ・バザー協力の会計報告配信	
2	・第四回PTA実行委員会	
3		

令和5年度 会計予算案

1. 収入の部

(単位 円)

項目	予算額	備考
会費 ※1	1,020,000	2,000円/年 × (家庭数470人+教職員40人)
繰越金	1,130,000	前年度繰越金 (令和3年度までの特別会計・部活動支援金含)
雑収入	12	預金利息
合計	2,150,012	

2. 支出の部

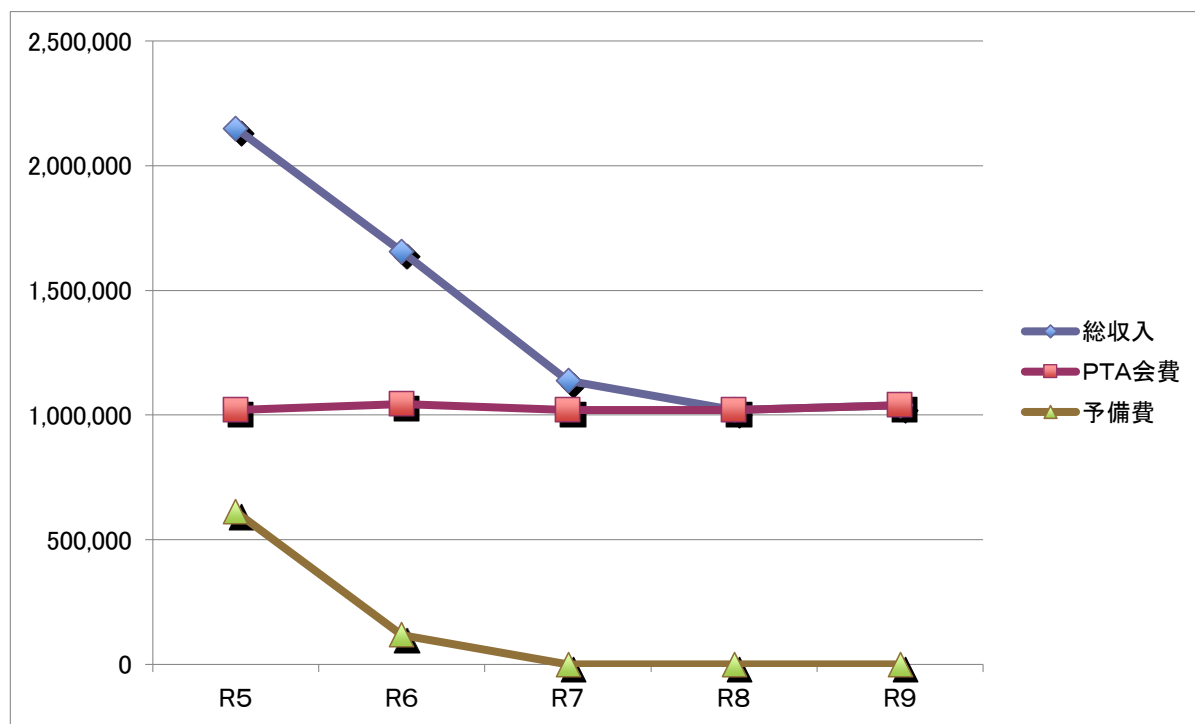
(単位 円)

項目	予算額	備考	
運営費	事務局費	100,000	事務用品・本部事務備品・Wi-Fi環境整備代
	渉外費	100,000	市P連負担金・PTAバレー部活動費及び備品代・ 駅伝差し入れ代・辞校式花束代
	広報	75,000	広報「はぐるま」発行費用等
	学年	5,000	講演会・家庭教育講習会開催・講師謝礼
	サポート	3,000	飲料代(体育祭等)
活動費	部活動補助費※2	645,000	県大会交通費補助・県大会参加費・団体登録料・ 部活動消耗品等
	学校協力費	450,000	式典生花・教職員コサージュ・講演会講師料・ 印刷機使用料・特別支援ふれあいカレンダー・ 補修用具・園芸用品等
	慶弔費	50,000	会員の慶弔・転退職祝金
卒業祝費	100,000	卒業証書ホルダー補助	
PTA保険料負担金	10,000	81円 × 70名(PTA役員,PTAバレー部,本部役員) ・振込手数料	
予備費	612,012		
合計	2,150,012		

※1 アンケートの結果PTA加入数が約70%だった為、家庭数を470人にて算出しました。

※2 集金した部活動支援金は全て学校にお渡ししています。

予算推移(R5～R9年度)



※令和5年度の予定支出内容、及びPTA加入率にて年度推移を推計した結果、令和6年度で予備費が無くなる為、支出内容については見直す必要があります。

流山市立南部中学校 P T A 会則案

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は流山市立南部中学校 P T A と称する。

第 2 条 本会の事務局は流山市立南部中学校におく。

第 2 章 目的及び活動

第 3 条 本会は保護者と教師が協力して、学校と家庭と地域社会における生徒の価値ある成長をはかることを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の活動をする。

1. 生徒の生活及び教育環境をよくする。
2. 学校と家庭との連携を密接にし、生徒の生活を援助する。
3. 会員は相互の親睦をはかり研修に努める。
4. その他、目的達成のために必要なことに協力する。

第 3 章 方針

第 5 条 本会は教育を本旨とする団体として次の方針に従って活動をする。

1. 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の宗教や政党にかたよらず、また、営利を目的とする活動を行わない。
3. 本会は役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 本会は学校人事及び管理運営に干渉しない。

第 4 章 会員

第 6 条 本会の会員は流山市立南部中学校に在籍する生徒の保護者及び教師とする。

第 7 条 本会の会員は会費を納めるものとする。

第 8 条 本会の会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第 5 章 会計

第 9 条 本会の活動に要する経費は、会費並びに寄付金及びその他の収入によって支払われる。会費は一会員年額 2000 円とする。但し、中途入退会の場合は、会費に関する細則による。

第 10 条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 11 条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 12 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役員

第 13 条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 2 名以上
3. 庶 務 1 名以上
4. 会 計 2 名以上（保護者 1 名以上、教師 1 名）
5. 会計監査 2 名

第 14 条 役員は本会の会員から立候補者及び推薦を募り、本人の同意を得て総会の承認をもって決定する。選考は役員会にて行う。

- 第15条 役員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。補充のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第16条 会長は会務を総理し、本会を代表する。
- 第17条 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- 第18条 庶務は本会の記録書類の保管、会議の議事の整理、その他庶務事項を担当する。
- 第19条 会計は総会で承認された予算に基づいて、その収支の会計経理を行う。
- 第20条 会計監査は本会の会計を監査し、総会にその結果を報告する。

第7章 実行委員会

- 第21条 実行委員会は、会長、副会長、庶務、会計、学年委員長、学年副委員長、専門委員長、専門副委員長をもって構成し、総会で決議された事業計画及び予算に則り会務の審議運営にあたる。学年正副委員長、専門正副委員長については役員会に事前の届出をすることによって代理人を出席させることができる。
- 第22条 実行委員会は、会長が必要と認めたとき招集し、議長は副会長があたる。
- 第23条 実行委員会は、委員の3分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決することはできない。
- 第24条 実行委員会は、総会の議決事項を除く会務に関する事項及び総会に提出する議案を審議議決することができる。
- 第25条 実行委員会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第8章 総会

- 第26条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
- 第27条 総会は定期総会及び臨時総会とし、招集による決議又は書面（電磁的記録を含む）による決議のいずれの方法に基づくかは会長が決定する（効力はどちらも同じ）。
1. 定期総会は新年度開始後速やかに開催する。
 2. 臨時総会は実行委員会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったときに開催する。
- 第28条 総会は委任状又は議決権行使書も含めて会員現在数の3分の1以上がなければ、会議を開き決定することができない。会員現在数は、当該総会を開催する日の属する月の初日を起算日として計算する。
- 第29条 総会の議事は、参加者の過半数をもって決定する。
- 第30条 総会の議事録は総会で選任される議事録作成人が作成し、当該議事録作成人及び同じ総会で選任された議事録署名人1名が署名押印した後、役員会において保管する。

第9章 役員会

- 第31条 役員会は、会長、副会長、庶務、会計をもって構成し、会長が随時招集して実行委員会に付議すべき事項及びその他会務運営に必要な事項を協議実施する。

第10章 組織及び運営

- 第32条 本会運営のため、学年委員会、専門委員会を常置し、必要に応じて臨時に委員会を設置することができる。
- 第33条 学年委員会は、役員会にて決定された必要委員数をもって構成し、学級及び学校の活動にあたる。
- 第34条 学年委員長、副委員長は互選により選出する。
- 第35条 専門委員会は、各委員会6名以上の委員をもって構成する。
- 第36条 専門委員長、副委員長は互選により選出する。
- 第37条 専門委員会は次のことを行う。
1. 広報委員会
会報の発行に関すること。

2. サポート委員会

学校行事サポート、家庭及び地域社会教育の推進、行政等関係機関との連携による家庭及び地域社会における健全かつ安全な生活の支援に関すること。

3. バザー委員会

本会が主催者となるバザーの企画・立案・運営に関すること。

第 38 条 校長は学校管理並びに教育上のことに関し、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第 39 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は役員会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第 11 章 会員の個人情報の取り扱い

第 40 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

付 則

1. 本会の運営に関して必要な細則は、この会則に反しないかぎりにおいて実行委員会の議決を経てさだめる。
2. 実行委員会において細則を制定し、又は改廃した場合は、その結果を次の総会に報告しなければならない。
3. 本会則は、昭和 44 年 4 月 19 日より実施する。
4. 平成 11 年 4 月 27 日会則「第 6 章・第 14 条」、「第 8 章・第 27 条」一部改正し実施する。
5. 平成 12 年 4 月 28 日会則「第 6 章・第 13 条」一部改正し実施する。
6. 平成 16 年 4 月 26 日会則「第 5 章・第 9 条」、「第 8 章・第 26 条-1」一部改正し実施する。
7. 平成 24 年 4 月 23 日会則「第 10 章・第 31 条」一部改正し実施する。
8. 平成 28 年 4 月 21 日会則「第 10 章・第 35 条」一部改正し実施する。
9. 平成 29 年 4 月 20 日会則「第 6 章・第 13 条、第 16 条、第 18 条」「第 7 章・第 21 条、第 24 条、第 25 条」「第 8 章・第 28 条、第 30 条」「第 9 章・第 31 条」「第 10 章・第 35 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条」一部改正し実施する。
10. 平成 30 年 4 月 19 日会則「第 6 章・第 14 条」「第 10 章・第 37 条-2」一部改正し実施する。
11. 令和 2 年 4 月 22 日会則「第 7 章・第 21 条」「第 10 章・第 35 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条」一部改正し実施する。
12. 令和 3 年 4 月 22 日会則「第 8 章・第 27 条、第 28 条、第 29 条」一部改正、「第 11 章・第 40 条」新設し実施する。
13. 令和 3 年 11 月 1 日会則「第 6 章・第 14 条」「第 10 章・第 33 条・第 37 条」一部改正し実施する。
14. 令和 4 年 4 月 20 日会則「第 5 章・第 9 条」一部改正し実施する。
15. 令和 5 年 4 月 19 日会則「第 10 章・第 35 条」一部改正し実施する。

細 則

〈慶 弔〉

本校の生徒並びに会員には、下記の基準により慶弔の意を表す。

第1条 該当額及び運用方法は次のとおりとする。ただし、これに対する一切の返礼を略する。

(1) 慶事

結婚	5000 円	教職員のみ
----	--------	-------

(2) 弔事

死亡	5000 円	会員及びその配偶者
	10000 円及び供花	生徒

(3) 餞別

年度末の異動・退職	花束補助(一括 30000 円)	教職員のみ
-----------	------------------	-------

贈呈の有無は生徒会に準ずる。

退職	5000 円祝金又は記念品	教職員のみ
----	---------------	-------

特別なときは、役員会において協議決定する。

(4) お見舞い

会員などの傷病による長期入院、不慮の災害及び天災火災のため、甚だしく損害を被ったときは祖のつど役員会において協議決定する。

第2条 慶弔規定にない不測の場合は、役員会が協議し、緊急の場合は、会長・副会長の協議により行う。

〈会 費〉

第3条 転入生等中途入退会については次のとおりとする。

前期転入(4月～9月)2000円

後期転入(10月～3月)1000円

年額2000円とする。

返金は特別な事情が無い限り原則行わない。

〈実行委員会〉

第4条 成立しなかった委員会は欠員扱いとする。

〈専門委員会〉

第5条 規定人数に満たない場合は、当該年度は活動休止とする。

年度途中で規定人数に達した場合は、年度途中より再開する。

付 則

- ・平成10年4月27日一部改正し「(2)、ロ」施行する。
- ・平成11年4月27日一部改正し「(2)、ニ」施行する。
- ・平成11年4月27日「(2)、出産項目」削除し施行する。
- ・令和4年2月17日慶弔餞別見舞いに関して新たに規定(イ.ロ.死亡ハ.結婚ニ.転退職一律の分類を改廃)一部改正し「(3)、(4)」、「会費・第3条」新設し施行する。
- ・令和5年4月19日実行委員会、専門委員会に関して新たに規定、施行する。

〈個人情報取扱規則〉

第1条 目的

この規則は、流山市立南部中学校PTA（以下「本会」）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営をはかるため、個人の権利と利益を保護することを目的に、個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

第2条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 管理者

本会における個人情報の管理者は、会長とする。

第4条 取扱者

本会における個人情報の取扱者は、役員及び各委員会の委員長又は委員長が指名する者とする。

第5条 秘密保持義務

個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 収集方法

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第7条 周知

個人情報取り扱いの方法は、総会資料で会員に周知する。

第8条 利用

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 委員選出及び役員等の推薦活動
- (2) 役員、委員会等の名簿の作成
- (3) 広報誌、PTAからの配布物、学校ホームページへの掲載
- (4) 文書等の配布
- (5) PTA会費及び部活動支援金の集金業務、管理業務
- (6) 行事への参加確認

第9条 利用目的による制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

第10条 管理

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第11条 保管及び持ち出し

個人情報を取り扱う情報端末については、セキュリティに注意して適切な状態で保管し、持ち出す場合は、電子メール等での送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。個人情報が紙に記載されたものは、鍵のかかる場所で保管するなどして紛失や盗難に留意する。

第 12 条 第三者提供の制限

個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 13 条 第三者提供に係る記録の作成等

本会は、個人情報を第三者（学校を除く）に提供するとき（第 12 条の場合を除く）は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第 14 条 第三者提供を受ける際の確認等

本会は、第三者（事業者）から個人情報の提供を受けるとき（第 12 条の場合を除く）は、次の項目について記録を作成し保存する（学校及び個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

第 15 条 情報の開示

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第 16 条 漏えい時等の対応

個人情報を漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第 17 条 研修

本会は、取扱者に対して個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施する。

第 18 条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

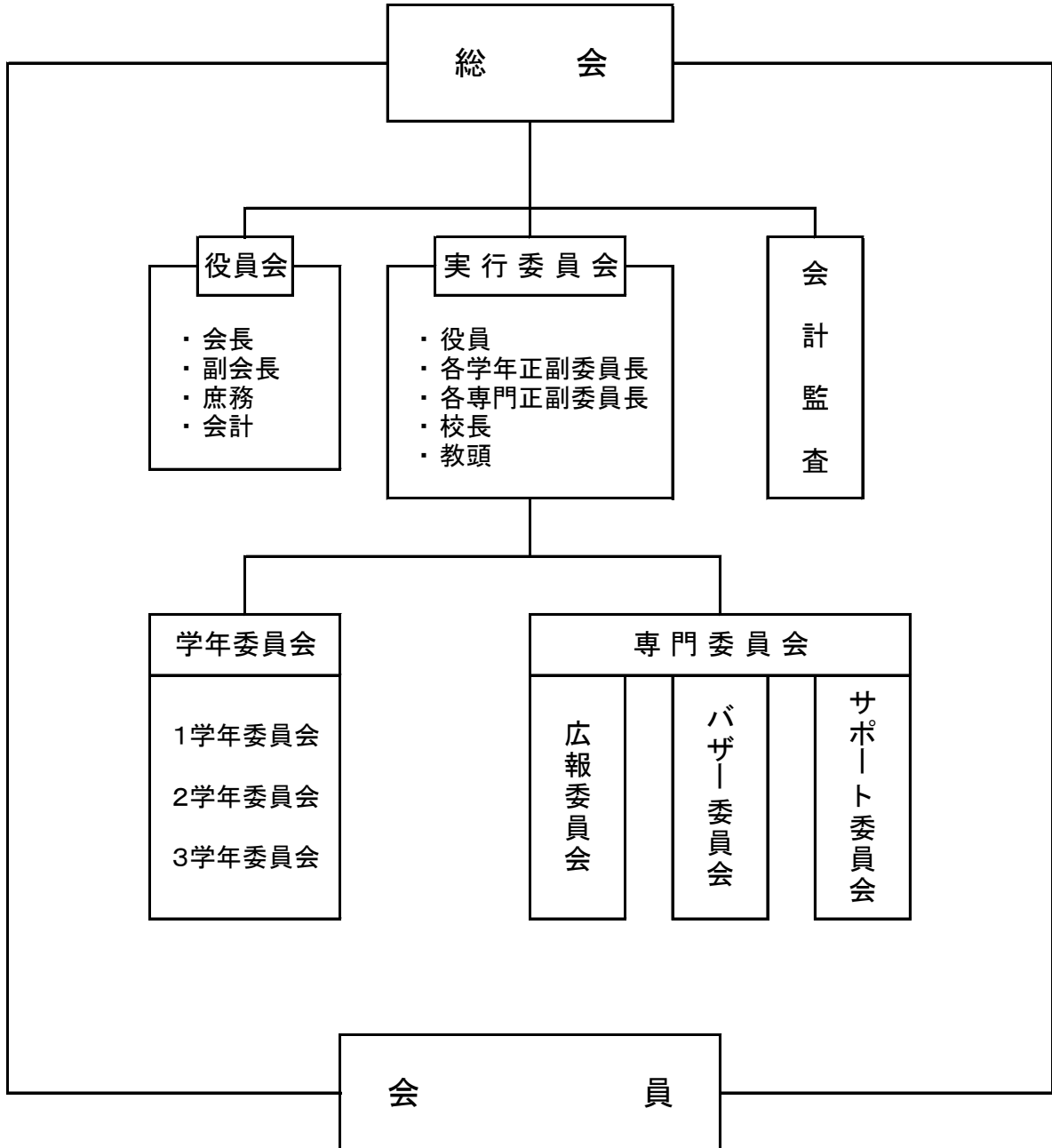
第 19 条 改定

法令の改正又は実務上の不備が発生した場合は、実行委員会において審議し承認をもって本規則を改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第 7 条に定める周知方法をもって会員に周知するものとする。

付 則

- ・本規則は、令和 3 年 4 月 22 日より施行する。

P T A 組 織 図



南部中PTA憲章

私たち親や教師は子どもの最善の利益を考え、ここに南部中PTA憲章を制定する。下記のことを実施、実現するために努力することをここに宣言する。

1. 子どもの教育について第一義的責任は親であることを自覚しましょう

子どもに基本的な生活習慣を身につけさせること。また、その行動の責任は親であることを認識し、子どもの良き理解者となるよう努めましょう。

2. 学校や教師の批判は子どもの前では決してしないようにしましょう

子どもと教師の信頼関係なくして教育は成り立ちません。学校や教師に何か意見のある場合は直接、担任や校長と話し合しましょう。話し合いが問題解決の糸口となり、さらなる信頼関係を築きます。

3. 子どもからの相談にはきちんと答えましょう。また、親・教師もその都度子どもに相談しましょう

親や教師は、子どもの心のよりどころとなることが本来の姿です。子どもからの相談には、時間をあけずにその時答えましょう。そのことで子どもは安心し、自信をもって生活することができます。

また、親や教師もことある毎に子どもに相談しましょう。家族の一員である子どもに家族行事のことなど相談することも大切です。さらに教師も学校行事のことなど積極的に子どもと相談していきましょう。相談されることで子どものやる気を引出し、より深い信頼関係を築きます。

4. 子どもの基本的な生活環境を守りましょう

食事や睡眠といった子どもの基本的な生活環境を整えることは、親として責任を持って行わなければなりません。子どもが規則正しい生活をおくることは健康に生活することの基本です。

5. 親は責任を持って子どもに社会的ルールを教えましょう

社会で生活する一員として責任ある態度で生活するための決まりを教えましょう。

6. 親は子どもの通う学校に関心を持ちましょう

学校での行事に積極的に参加し、学校の状況を知っておきましょう。また、学校からの手紙(学校だよりなど)にも目を通しておくことも大切です。子どもとの会話を充実させるためにも親が学校を知っておくことは必要なことです。

7. 親や教師は子どもに流山の歴史を語りましょう

自分たちの住む地域の歴史を知ることで郷土愛が大きく育ち、責任と自信が持てます。